

総合開発特別委員会設置に関する決議

- 1 本市議会に総合開発特別委員会を設置し、13人をもって構成する。
 - 2 本特別委員会の所管事項は、次のとおりとする。
 - (1) 工業開発の促進及び苫小牧港整備促進について
 - (2) 企業及びリサイクル産業施設等の立地促進並びにこれに伴う公害の防止について
 - (3) 東部開発に伴う財政特別措置について
 - (4) 空港周辺対策について
 - (5) 広域行政について
 - (6) ゼロカーボンについて
 - (7) 統合型リゾート（IR）について
 - (8) 自衛隊の訓練（災害訓練を除く。）等の国防に関することについて
 - (9) 都市再生コンセプトプランについて（個別の事業を除く。）
 - 3 本特別委員会に要する経費は、その都度議会の承認を得るものとする。
 - 4 本特別委員会は、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が審査終了を議決するまで継続する。
- 以上、決議する。

苫 小 牧 市 議 会